解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

福岡市博多区諸岡五丁目二五番二六号

有限会社康貴測量事務所

清算人　野田　憲康

解散公告

当法人は、令和七年三月二十六日開催の評議員会の決議並びに鹿島市長の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載日の翌日から二箇月以内に、お申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

佐賀県鹿島市大字音成甲八十五番地二

社会福祉法人むつみ会

代表清算人　樋口　文夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長崎市光町一六番二六号

株式会社サプライ

代表清算人　川内　亜弥

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長崎県長崎市愛宕三丁目四番一四号

一般社団法人遊

代表清算人　後藤　哲治

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

熊本県八代市千反町二丁目一八号五番地

株式会社きもとの蔵

代表清算人　木本　高広

解散公告

当社は、令和七年五月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野五一九番九

ＮＯＴＡＭ合同会社

代表清算人　前園　卓也

解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

沖縄県中頭郡北谷町美浜二丁目五番地二三

ホークタウンⅡ四〇一

株式会社ドリームプラネットインターナショナルスクール

代表清算人　稲田満里花

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

青森県上北郡七戸町字蛇坂五七番地三

職業訓練法人七戸職業能力開発協会

清算人　野田頭義美

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年四月二十三日小田原市長の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

神奈川県小田原市城山三丁目一一番一四号

小田原駅前分譲共同ビルマンション建替

組合

清算人　髙橋　眞己

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月二十一日豊橋市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番サーラタワー四階サーラ不動産内

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　石黒　功

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月八日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

熊本市西区城山上代町一一〇〇番地

宗教法人寂照院

清算人　弁護士　榎　崇文

連絡先　熊本市中央区京町二丁目一四番二五号　京町法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに宮崎県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮崎県都城市都原町一四番地五

医療法人社団敬頼会

清算人　瀬ノ口**賴**久

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮崎市大字田吉八二〇番地一

医療法人裕仁会

清算人　近藤　裕行

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十二月十八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

北海道斜里郡斜里町字朱円東三五番地二

農事組合法人知床牧場トラクター利用組合

清算人　鶴巻　國男

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

札幌市南区石山一条六丁目一番一八号

医療法人社団小林胃腸科内科クリニック

清算人　小林多加志

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

徳島県阿南市津乃峰町長浜三七六番地一

医療法人井坂クリニック

清算人　井坂　寿一